牧之原市自治基本条例の歩み

⑤自治会説明会

④条例フォーラム

③自治基本条例を創る会

②条例セミナー

①市民説明会

平成15年10月　新市建設計画において「市民参画の仕組みづくり」が明記される

平成17年10月　市長マニフェスト（※1）において「市民参画と協働の推進」、「市政運営基本条例の制定」が掲げられる

平成18年3月　第一次行政改革大綱において、行政改革推進のための重点事項として「市民参加と協働の推進」が盛り込まれる

平成18年9月　第一次総合計画基本構想が議決される

平成18年10月　第一次総合計画において「市民との協働によるまちづくり基本条例の検討」が盛り込まれる（※2）

平成19年1月　「まちづくり基本条例を考える会」を設置する

平成19年2月～12月　「まちづくり基本条例を考える会」において、条例制定の必要性の有無からの検討が進められる（全10回）

平成20年1月　検討内容をまとめた「報告書」が市長へ提出される

平成20年2月　検討内容を市議会、地区長会に報告する

平成20年3月　市民説明会を開催する（参加人数　４７０人）……①

平成20年7月　「まちづくり基本条例専門部会」を設置する

平成20年7月～平成21年10月　「まちづくり基本条例専門部会」において、検討が進められる（全10回）……②

平成20年7月～平成21年10月　全市および地区において市民会議「男女協働サロン」を開催する。（参加人数　25人）……②

平成21年7月　自治基本条例セミナーが開催される。「自治基本条例」から「自治基本条例」に変更する（※3）

平成21年11月～平成22年12月　市民検討組織「自治基本条例を創る会（以下「創る会」という）」を設置する

「創る会」において検討がされる（全10回開催）……③

平成21年11月　「創る会」主催の自治基本条例フォーラム開催（参加人数　約１００人）……④

平成22年2月　「創る会」主催の市議会議員報告会が開催される

平成22年4月　行政検討組織を「行政改革推進本部」内に設置する

平成22年4月～12月　行政改革推進本部（※4）において検討される（全10回）

平成22年5月～10月　市職員を対象とした「自治基本条例説明会」を開催する（全20回、延べ参加人数　１０５９人）……⑤

平成22年7月～10月　区役員を対象とした「自治基本条例説明会」を開催する（全25区計40回、延べ参加人数　６３５人）

平成22年8月～9月　「条例試案」についてパブリックコメントを実施する（意見数１１８件）

平成22年8月　相良地区民生委員協議会定例会で説明（参加人数　48人）（※5）

平成22年10月　「条例試案」から「条例素案」となる

職員向け講演会を開催する（全2回、延べ参加人数　１２３人）

平成22年10月～12月　「条例素案」について市議会などから意見をもらう（意見数32件）

平成22年12月　「条例素案」から「条例素案第2次」となる

「条例素案第2次」が「創る会」で承認される

「創る会」解散

「条例素案第2次」について市議会などから意見をもらう（意見数82件）

「条例素案第2次」から「条例素案第2次見直し案」となる

平成23年1月～2月　「条例素案第2次見直し案」について市議会などから意見をもらう（意見数10件）

平成23年2月　条例案を市議会2月定例会に上程する

平成23年3月　榛南ローターリークラブで説明（参加人数　40人）（※6）

市議会委員会で全会一致で採決。

3月24日の本会議で原案どおり可決・成立……⑥

3月28日公布

平成23年5月　庁内に市の政策を決定する経営会議（※7）を設置する

経営会議内に条例を推進するためのプロジェクトチーム（※8）を設置する

平成23年10月　10月1日施行

⑥市議会本会議

※1　市長が選挙の際に示した公約（私文書扱）

※2　総合計画へ明記したことにより具体的な取り組みが始まる。

※3　「まちづくり基本条例」には議会の規定はない。まちづくりの担い手として、議会も不可欠という結論から「自治基本条例」に変更した。

※4　行政改革推進本部（市長、副市長、教育長、各部局長）には、行財政改善委員会（政策協働部長、総務部長、政策協働部各室長、各部から室長１人）を含む。

※5、6　要望を受け、説明に出向く。

※7、8　市の政策推進体制として経営会議、政策推進会議、プロジェクトチームがある。経営会議とは、市の政策を推進するための方針や手段を決定したり、実施策を管理したりする機関。経営会議政策推進会議がプロジェクトチームと連携し、方針案や実施策案を提出したり、決定された策を実施したりする。

条例ができるまで